

静岡県立大学学生委員会規程

平成19年4月1日 規程第35号

改正 平成24年4月1日

(設置)

第1条 静岡県立大学（以下「本学」という。）に在学する学生の大学生活を支援するため、静岡県立大学学則第22条第1項の規定に基づき、本学に、静岡県立大学学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の生活安全に関すること。
- (2) 学生の交通安全に関すること。
- (3) 学生の奨学支援に関すること。
- (4) 学生の課外活動に関すること。
- (5) 学生の厚生施設に関すること。
- (6) 学生の懲戒に関すること。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、学生の大学生活の支援についての学長からの諮問に関すること。
- (8) その他学生に対する支援に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 学部ごとに、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者1人
- (3) 研究科ごとに、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者1人
- (4) 学府に属する、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者2人
- (5) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第4条 前条第2号から第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学生部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会に、厚生補導部会及び奨学生審査部会（留学生のみを対象とした奨学金の審査を除く。）を置くことができる。

2 専門部会に必要な事項は、別に定める。

(教育研究審議会への報告)

第8条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学生部において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員長の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。